

ガソリンの貯蔵・取扱い等に関する注意事項

ガソリンとは・・・

消防法の危険物に指定されている引火性の液体で、次のような性質を持つ液体です。

- ・ 常温でも非常に引火しやすい可燃性の蒸気が発生する。
- ・ 可燃性蒸気が滞留している場所では、ライター等の裸火や静電気の火花でも容易に引火する。
- ・ 可燃性蒸気は空気より重く、地面のくぼみに滞留したり、風に流されて離れた場所でも引火することがある。
- ・ 高温の状態では体積が膨張するため、収納した容器の蓋を不用意に開けると、噴出する場合がある。

ガソリンを取り扱うときは、次のことに注意してください！

- ガソリンの容器は、消防法令に基づく適正な金属製の携行缶を使用してください。
また、ガソリンは灯油用ポリエチレン容器に入れることはできません。
- ガソリンの入った携行缶の蓋を開けるときは、次のことを行ってください。
 - ① 周囲の安全を確認する（エンジンを停止する、火気の手扱いを中止する、高温の場所を避ける等）
 - ② 携行缶のエア抜きをする
- セルフスタンドにおいても、購入者が自分で携行缶などにガソリンを詰め替えることはできません。ガソリンスタンドの従業員に詰め替えを依頼してください。



灯油用ポリエチレン容器



ガソリン携行缶の例



適合マーク

ガソリン携行缶への詰め替え購入時に、本人確認等が義務付けられました！

総務省消防庁では、ガソリンスタンドでガソリンを容器に詰め替えて販売する際、ガソリンの適正な使用を徹底するため、次の事項を行うよう消防法令を改正し、義務付けました。(令和2年2月1日施行)

- ・顧客の本人確認
- ・ガソリンの使用目的の確認
- ・ガソリンの販売記録の作成

従業員から身分証の提示や購入目的を聞かれた際は、ご理解とご協力をお願いします。

内容の詳細については、下記のリンクから総務省消防庁ホームページをご覧ください。

- ・[総務省消防庁ホームページ](#)

ガソリンを保管する場合は、一定数量以上で消防法や火災予防条例の基準に基づく許可や届出が必要です。

ガソリンを40リットル～200リットルの範囲で保管する場合は、盛岡地区広域消防組合火災予防条例により、届出が必要となります。

また、200リットル以上保管する場合は、消防法により市町村長等の許可を受けなければなりません。

いずれの場合も、位置、構造、及び設備を技術上の基準に適合させる必要があります。